

一般社団法人 宇治青年会議所  
【出席規程】

第 1 章 出席の権利と義務

(事業出席の権利と義務)

第 1 条 宇治青年会議所正会員は、定款に定めるもののほか、会議所の目的達成に必要な総ての事業に参加する権利を有すると共に、会議所の目的達成に必要な義務を負う。

第 2 章 出席算定

(最低出席義務)

第 2 条 正会員は、会議所が開催する例会に年間 30%以上及び会議所の事業・行事に出席点数 15 点以上出席しなければならない

(事業・行事の定義及び基礎点数)

第 3 条 会議所の出席算定の事業・行事及び基礎点数は次の通りとする。

(1) 総会	3 点
(2) 例会	3 点
(3) 重点事業	3 点
(4) 実行委員会	2 点
(5) 委員会	2 点
(6) 理事会	2 点
(7) その他 宇治青年会議所事業・行事	2 点
(8) 公式出向事業	2 点
(9) 他青年会議所事業・行事	2 点
(10) J C I 世界会議・J C I アジア太平洋地域会議	3 点
(11) 全国会員大会	3 点
(12) 近畿地区大会店京都ブロック会員大会	3 点
(13) 日本青年会議所・近畿地区協議会・ 京都ブロック協議会主催の事業・行事	2 点

(例会出席の補填)

第 4 条 正会員が次の会合に出席した場合、その当該年度中の例会に 1 回出席したものと  
して、例会出席率を算定する。

- (1) 日本青年会議所、各地区協議会、各ブロック協議会が主催し、または公式に認めた会合
- (2) 各地青年会議所認証伝達式及び各地青年会議所の記念式典
- (3) 宇治青年会議所を代表して出席しなければならない会合
  - 2 前項の他、正会員が当月例会に欠席した場合、その前回の例会から次回の例会の前日までに次の各会合に出席した場合当月例会に出席したものとみなす。
    - 宇治青年会議所の重点事業
    - 各地青年会議所の例会

(出席簿の整備と出欠の確認)

- 第5条 各委員会は、例会出席簿を整備し、各会員の出席を確認しなければならない。
- 2 [第4条第1項並びに第2項](#)に該当する会合及び事業の担当委員長は直ちにその旨を事務局を通じて総務委員長に報告しなければならない。
  - 3 総務委員長は、[前](#)項に該当する事業が生じた場合、これを確認し正確に処理しなければならない。

(休 会)

- 第6条 [第4条](#)の適用にかかわらず、第2条第1項を満たさない会員は、事前に具体的理由及び出席不可期間を文章にて各所属委員長に届出なければならない。
- 2 前項の届出があった場合、委員長は直ちに理事会にその旨を報告し、理事会の承諾があった場合、当該会員はその期間の出席を免除される。

### 第 3 章 勸 告

(出席勧告)

- 第7条 理事長は、正当な理由なく出席義務を履行しない会員に対して文章をもって出席の勧告をする。

(退会勧告)

- 第8条 理事会は、出席勧告をした会員に対して理事会の議決を経て退会勧告をする。ただし、当該会員は退会勧告に対して弁明の機会を与えられる。尚、弁明の機会は3年迄とし4年連続の弁明の機会は与えられない。

(除 名)

- 第9条 会議所は、4年連続して退会勧告した会員に対し定款第9条によりこれを除名する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、1993年1月1日より実施する。

この規程は、1996年1月1日より実施する。

この規程は、2001年1月1日より実施する。